

## ヘイトスピーチ・差別・マイノリティ

堀田義太郎 (東京理科大学 / yoshitaro.hotta@gmail.com)

## はじめに

ヘイトスピーチが「差別」と密接に関連しており、そして「差別」がマジョリティ／マイノリティ関係を前提にしているという点には一定の共通認識があると思われる。本報告の目的は、これらの概念的な関連を再確認することである。その際、行為の意味を考察するにあたり、①行為者の主観的意図、②行為が他者に与える直接的な影響（危害）とは別に、③行為をとりまく文脈の重要性に着目する。

## 1 ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチについては、「差別的表現」とも重なる議論も含めて、様々な定義がある。

①「自己と異なる人種・民族の集団に対する差別行為を禁止するとともに、そうした集団に対する偏見や憎悪の表現(以下、ヘイトスピーチと記す)」(小谷純子、「アメリカとカナダの違いに学ぶヘイトスピーチ規制の法律と反例」『Journalism』2013年11月号、58)

②「人種、民族、宗教、性別等の集団に対して、憎悪等を表明する表現」(桧垣伸次「ヘイト・スピーチ規制と批判的人種理論」『同志社法学』六一巻七号、2010年、232)

③「ヘイトスピーチがヘイトスピーチであることの決定的な条件は、それが「相手が属する集団」それも「本人の意思では変更が難しい集団」に基づいて、侮蔑や扇動、あるいは脅迫が行われること」(明戸隆浩「訳者解説」エリック・ブライシュ『ヘイトスピーチ』明石書店、2014年、276；同「アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的な文脈——90年代の規制論争における公民権運動の「継承」」『アジア太平洋レビュー』2014年、25)

④「ヘイトスピーチは、人種や民族、ジェンダー、宗教、国籍、性的指向などの特定の特徴または一連の特徴によって識別された個人の集団に対する憎悪(hatred)を助長し(encourage)、かき立て(stir up)、扇動(incite)し、表現する」(Parekh, B. 2012 “Is There a Case for Banning Hate Speech?” *The Content and Context of Hate speech: Rethinking Regulation and Responses*, Herz & Molnar [eds.] Cambridge University Press: 40)

⑤「人種、国籍等の一定の諸特徴を理由とした偏

見に基づく、人間又は人間集団に対する表現による攻撃」(櫻庭総「名誉に対する罪によるヘイト・スピーチ規制の可能性」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014年、129)

⑥「人種、民族、宗教等に基づいて認識されるマイノリティーを誹謗する差別的表現」(奈須祐治「ヘイト・スピーチの害悪と規制の可能性(一)」『関西大学法学論集』53巻6号、2004年、54)

⑦「ヘイト・スピーチとは、広義では、人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティーの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティーに対する「差別、敵意又は暴力の煽動」(自由権規約二〇条)、「差別のあらゆる煽動」(人種差別撤廃条約四条本文)であり、表現による暴力、攻撃、迫害である」(師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書、2013年、48)

以上は各論者がひとまず定義をしている部分であり、それぞれの議論はより詳細に展開されている。ただ、考察の手がかりとしては役立つだろう。

このうち、①～④には「マイノリティ」という語も「差別」という語も含まれていない(小谷の議論は前段と切り離して解釈すべきだろう)。それに対して、⑥⑦には含まれている。とくに⑦の師岡(2013)の定義には明確に「マイノリティに対する」という限定がある。

以下、本節では、この限定が必要かつ重要であるということを確認する。

まず、上記の定義すべてに共通する点から見て行こう。表現の「標的(target)」を限定する点は共通している。つまり、ヘイトスピーチとは、人種や民族、宗教、性別その他によって識別される人々や集団を標的にした表現である、とされている。人種、民族等の属性の範囲や、③のように、それらを網羅せず「本人の意思では変更が難しい集団」とするかどうかには違いがあるが、実質的な範囲は共通するだろう。また、「内容」についても、少しのズレはありつつも、「憎悪」「侮蔑」「脅迫」「敵意」「罵倒」「誹謗」およびそれらの(またはその一部の)「煽動」とされている。侮蔑や偏見を含めているものもあれば、憎悪だけに言及する定義もある。

## 1-1 標的の限定性

まず、「標的」に関する限定の必要性は分かりやすい。単なる憎悪や侮蔑や脅迫、敵意、罵倒、およびそれらの煽動を表現することが、すなわち「ヘイトスピーチ」だとは言えないと思われるからである。

たとえば、「人類を滅ぼせ、人間は害虫だ」といった表現は、憎悪と敵意を含んでいるだろうし、ある

種の暴力の扇動でさえありうるが、これは一種の宗教的な主張ではあるとしても、「ヘイトスピーチ」だと呼ぶ人はいないだろう。標的が限定されていないからである。また、個人の固有名を指して「〇〇は死ぬ」といった表現も——侮蔑または脅迫になりうるが——ヘイトスピーチとは呼ばれないだろう。標的がその当人だけ限定され過ぎているからである。

さらに、「殺人犯は極刑に処すべきだ」とか「殺人犯は追放しろ」という表現をヘイトスピーチだと言う人もいないだろう (Parekh 2012: 40)。これは当人の行為に関して、道徳的に重要な関連のある評価を含んでいるからである。

では、「規範的」または「道徳的」に重要な関連性がない、という意味で限定すればよいのだろうか。道徳的に重要性・関連性がない (morally irrelevant) という基準は、英語圏の議論ではしばしば採用されている。

だが、道徳的に重要な関連性がない (irrelevant) 特徴という限定だけでは、範囲が広すぎるだろう。たとえば、名字の頭文字が「あ行」で始まる人に対して、「ここから出ていけ」「社会から隔離せよ」「害虫だ」等という表現があるとする。名字の頭文字が「あ行」で始まる、ということが、本人の処遇をめぐって、重要な関連性 (relevance) をもつ文脈は、ほとんど考えられない。受験や就職、行政サービスや医療を受ける権利、その他一定の公共性をもつエリアや権利へのアクセスにとって、この特徴は一切レリヴァンスをもたない。この表現はもちろん不当ではある。この表現は、「道徳的にイレリヴァント」な属性に基づいて、その属性をもつ人々を排除し、攻撃し、差別行為を煽動していると言える。ではこの発言はヘイトスピーチと呼べるだろうか。私は呼べないと思われる。

「名字が「あ行」で始まる者は出ていけ」という表現と、「朝鮮人は出ていけ」という表現では大きな違いがあると思われるからである。

「殺人犯」や「あ行で始まる人」などに対する侮蔑や憎悪、敵意の表現またはその扇動は、標的は「人類」よりも限定されており、また個人よりも広く、ある種の「集団」を指している。しかし、上の定義に暗に示されているように、こうした「集団」はヘイトスピーチの定義には含まれていない。ある特定の、つまり「人種、民族、国籍、性などの属性」というタイプの限定が必要になる、ということが共有されている。

以上から、上の定義に共通する標的の限定性の理由が理解できる。だが、では「人種、民族、宗教、性」などによって限定すれば十分だろうか。または、③のように「当人に変更が難しい属性」によって限定すればよいのだろうか。上記①②④は「人種、民族、宗教、性」など、また、③は「当人に変更が難しい属性」によって標的集団の属性を限定している。

しかし私は、これらもまだ不十分であると考える。

もし、人種、民族、宗教等でしか限定しないとすると、たとえば、在日朝鮮人に対するヘイトスピーチを非難し、罵倒するカウンター側の表現に対する「日本人差別」とか「日本人に対するヘイトスピーチ」などという表現を批判することはできなくなる。だが、私たちはおそらく、「日本人差別」とか「日本人に対するヘイトだ」といった表現に対して、大きな違和感をもつはずである。この違和感 (直観) は間違っているのだろうか。私は間違っていないと考える。では、その「違和感」の所在を明確に説明することはできるだろうか。それは可能である。

たとえば、「〇〇を追い出せ」という表現が、「人種」に基づいて標的を限定しているとする。「人種」は「当人に変更が難しい属性」である。だが、この「〇〇」に何が入るかに応じて、私たちは評価を変えるからである。

「白人」と「黒人」で考えよう。仮に、「白人を追い出せ」という表現者が明確に憎悪や敵意をもっており、それらの感情を扇動したいと真剣に強く意図していたとする。しかし、黒人に対する人種差別の歴史をもつ社会では、「白人を追い出せ」という表現は、一種の「冗談」として受け止められ可能性が高い。逆に、たとえ「黒人を追い出せ」という表現は、たとえ当人にとっては冗談だったとしても、敵意の表現または扇動という意味をより強く持ちうると思われる。それは、人種的マイノリティに対する敵意や憎悪がかつて実在し、また今でも潜在的に存在するという文脈があるからである。

また、「男は黙れ」という表現と「女は黙れ」という表現では、いずれも「当人に変更できない属性」に即した発言制約要求であり、おそらく多くの場面で道徳的に重要な関連性のない (irrelevant) 特徴に基づく処遇である。だが、おそらく我々はこの二つの表現の「悪質さ」に関する評価を変えるはずである。

さらに、「チビ」と「デカイ」などではまったく相手に与える意味は変わるだろう（「デブ」と「ガリガリ」はいずれも同等かもしれない）。それは、その相手の性別でも変わるだろう。男性に対する、「お前は本当にチビだな (デブだな)」という発言と、「お前は本当にデカイな (ガリガリだな)」という発言を考えてみよう。これらはいずれも、容易には「変更不可能な属性」であり、また一定の「集団性」を指示している。しかし、前者には何らかの侮蔑や侮辱、軽蔑等の意味が伴うだろう。それに対して、後者にも同等の意味が伴うと考える人は少ないだろう。

以上は、ある表現がある人々に対する敵意や憎悪およびその扇動の表現であるとする際に、単に人種等でその「標的」を限定するだけではなく、さらに、対象となる人々が、当該社会で歴史的にまたは現在において「マイノリティ」であるという文脈 (context) が必要だということを示唆している。また、ある種の人々に対する「敵意の煽動」であると言うために、

発話者の意図は必要条件ではないということも示唆している。

## 1-2 内容と文脈

では、内容についてはどうか。この点については、Parekh (2012) の議論が参考になる。Parekh はヘイトスピーチを④のように定義した上で、次のように論じている。

まず、「憎悪 (hatred)」とは、単に他者に対する「尊重の欠如」ではないし、積極的なディスリスペクトや、嫌悪感、非難 (disapproval)、貶価などと同じものではない。それによれば、ヘイトスピーチは、敵意、悪意、深刻な侮辱、否定、標的集団を害し破壊したいという願望を含んでおり、標的集団に対する「戦争」の宣言を積極的または消極的に、暗にもしくは明示的な発言として含んでいる。

その上で Parekh によれば、ヘイトスピーチには次の三つの本質的特徴がある。第一に、特定されたまたは容易に同定されうる個人、またはより一般的に、恣意的で「規範的に重要ではない特徴」に基づく個人の集団に向けられる点。第二に、ヘイトスピーチは標的集団に対して、一般にきわめて望ましくないとされる特性（たとえば「ゴキブリ」等）を、暗黙にまたは明示的に帰属させることで、その集団をスティグマ化する点。第三に、こうした否定的特性ゆえに、標的集団は、望ましくない存在として見なされ、敵意の正当な対象と見なされる点。つまり社会はそれが無い方がより望ましい状態だとされ、それは標的集団を根絶または追放すること、または社会の周辺に閉じ込めておくことが許容され、差別することが正当だとされる。ヘイトスピーチは、差別の正当化を助長し、またそれを目的とするというのが第三の特徴である (Parekh 2012:40-41)。

この第二点は「標的」に関する限定であるが、単に「恣意的」で「規範的に重要ではない特徴」に基づく集団を標的にする、という点だけでは不十分であることは確認した。その上でこの Parekh の議論は内容について重要な示唆を与えている。

問題は、ある表現がこれら三つの特徴を備えるか否かを規定する要素は何か、である。

Parekh はまず、ヘイトスピーチの「帰結」や「効果」について次のように述べている。ヘイトスピーチは排除と暴力の精神をもつが、必ずしも、または定義上、差別や公的秩序の破壊を帰結するわけではない。ヘイトスピーカーまたはその聞き手は、扇動される行為を実際には行わない方が賢明だと考えているかもしれない。Parekh によれば、ヘイトスピーチを、単に、公的秩序破壊を導きやすいものとして定義することも、それを禁止する理由として「そうなりやすい」ときだけに限定することも間違いである。問題は内容——ある個人または集団について何が言われているか——と、その集団およびより広範

な社会に対する「長期的効果」であり、たとえば公的混乱という意味での直接的な帰結ではない。

また、表現形態 (mode) について、Parekh によれば、ヘイトスピーチは往々にして攻撃的で、怒りを含んだ罵倒的で侮蔑的な言語で表現され、その一般的なインパクトはそれに依存するが、つねにそのように表現されるとは限らない。より微妙で穏当で、非感情的な表現でもありうる。曖昧な冗談や仄めかし、図像などを通して、そのメッセージは伝達されうる。表現形態はヘイトスピーチの本質を知る手掛かりにはなるが、それだけでは定義できない。

なぜなら、いかなる形態の言論も特定の歴史的文化的な状況のなかで生ずるからである。その内容、趣旨、ほのめかされる意義、そして道徳的かつ情動的な意義は、その「文脈」と不可分であり、文脈に照らして決定せざるを得ない。

たとえば具体的には、「ホロコーストはなかった」という表現は、それ自体は平叙文であり、侮蔑的でも罵倒的でもないし非感情的だが、欧州の文脈ではヘイトスピーチになると解釈されうる。また Parekh は例示していないが、「十字架を焼く」という行為は、それ自体としてはたとえば日本の文脈では大きな意味を持たないが、米国では規制や処罰が検討されるほどの意味をもつ（もちろんそれらの法的な規制や禁止が妥当かどうかは別の問題である）。

以上の考察が妥当だとすれば、ヘイトスピーチの「特徴」をある表現が備えると判断するための基準として、表現者の意図も、直接的な影響や効果も、また表現が特定の形態をとっているかどうか、必要条件ではない、ということになるだろう。また、標的を「人種」や「民族」「ジェンダー」に限定したとしても、まだ限定が足りない。

問題は、①単に人種や民族、当人が容易に変更できない属性が対象になっているというだけでなく、また、②行為の外形的な形態や内容だけでなく、ある表現にある種の意味を付与する「歴史的・社会的な文脈」である。

## 2 マイノリティと差別

以上はとくに新しい認識ではないが、あらためて確認しておいてよいだろう。それにより、上記⑥⑦のように「マイノリティ」という語と「差別」という語が同時に用いられることの意義を、明確にすることができるからである。

またそれは、ヘイトスピーチが直接的に対象者に与える被害の位置を考察するためにも有用である。師岡 (2013) はヘイトスピーチがその対象となる集団に属する個人に甚大な精神的危害を与えることを強調している（また中村一成「ヘイト・スピーチとその被害」金尚均編『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、2014年；同『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件』岩波書店 2014年も参照）。それはもちろん

ん事実である。

ただ、実際の危害の大きさは、ある表現をヘイトスピーチとして、その特段の悪質性を帰属するための十分条件ではないだろう（むしろ法規制や何らかの法政策的対策を正当化するための根拠としては重要である）。たとえば、ある特殊な生育環境においてマジョリティの属性に対して非常に脆弱な性格をもつに至ったマジョリティ個人が、自身の「マジョリティ性」に対する侮蔑表現や揶揄等によって大きな精神的危害を感受することはありうる。しかし、この場合、その表現を、大きな害をもたらしたことを基準として「ヘイトスピーチ」と呼ぶことは間違いだろう。ある表現が「ヘイトスピーチ」になるのは被害が大きいからではなく、ある表現が多大な被害をもたらすのはそれが「ヘイトスピーチ」であるからである。

他方、仮にあくまで「主観的」には甚大な被害が（適応等により）生じなかったとしても、または当人の主観的認知と報告では害がそれほど大きいものと見なされていなかったとしても、ある種の表現はヘイトスピーチとして認定することができるだろう。心理学的研究が指摘するように、差別的言動や態度に晒される人のなかには、その差別的言動が自身のアイデンティティや自尊心の根幹にダメージを与えるような場合、むしろそれをまともに引き受けることによる破壊力の大きさゆえに、意識から除外するという防衛機制が働くこともありうる（たとえば「大したことはない」「気にしないようにする」と自らに思い込ませる）。この場合、主観的には害の大きさを認知されていないと言えるかもしれない。とはいえそれでも悪質性があると言えるのであれば、少なくとも「主観的な害」の大きさは必要条件でもないだろう。

同じことは、「差別」についても言える。差別は、それを単独の行為として考量したときに、被差別者に対して与える個々の害がたとえ大きいと言えなくても、特段の悪質性があると評価できるはずだからである。その評価の基準は、被差別属性が、「他の広範な文脈」において当人に対して不利益処遇の理由として用いられているかどうか、または、「歴史的」に用いられてきたかどうか、による。

この点を確認するために、ごく簡単に、差別概念に関して近年展開されている哲学的な分析論を概観したい<sup>1</sup>。近年の議論は、完全に個人的で奇妙な趣味に基づく不利処遇と「差別」を区別し、後者の「特段の悪質性」の根拠を明らかにするという課題に則して、議論が蓄積されている。それは、たとえば、緑色の目の人や、名前の頭文字が A で始まる人を雇わないことと、有色人種や女性を雇わないことはいずれも悪いが、後者を特段の悪を伴う「差別」だと

言えるとするれば、それはどのような根拠からなのか、という問題である。これについて従来、差別者の動機や意図、誤った信念に依拠する議論（L. Alexander）、行為が表現する「客観的意味」に依拠する議論（D. Hellman）、被差別者の被る害とくに「累積的害」という「帰結」に着目する議論（K. Lippert-Rasmussen）が展開されている。

まず、差別者の意図等に依拠する議論は、正確な認識と意図に基づく統計的差別を扱えない点（偽陰性）、また、ネオナチの官僚がユダヤ人を優遇することも「差別」にされてしまう（だがそれは「差別」ではないと思われる）という点が指摘されている。

主観的意図に依拠する議論の難点を踏まえて提唱されているのが、行為が表現する客観的意味説と、帰結に着目する害ベース説である。

まず、客観的意味説によれば、差別は、たとえ当人に対して「実害」がない、または少ないとしても成立する。たとえば、南アフリカで黒人の囚人に半ズボン、白人は長ズボンが支給されていた。現地の気候では半ズボンの方が快適である。だが、文化的に男性の半ズボンは貶価 *demeaning* を意味する。これが「害がないケース」と言えるかどうかは微妙だが、害の「大きさ」は差別の特段の悪の根拠にはならない、という議論の論拠にはなりうるだろう。ヘルマンは、被差別者が実際に被る害の大きさは、差別の特段の悪の根拠にはならない、と述べる。そうではなく、ある行為が当該社会の歴史的文化的な状況で表現することになる「意味」が重要であると言う。その意味の内実は、その行為が相手に対する貶価を表現しているかどうかである。ヘルマンによれば、ある行為が貶価になるか否かは次の条件によって考慮される。第一に、当人の属性や特徴に基づく不利処遇がすべて「差別」になるわけではない。ある特徴の場合にだけ差別になる。それは、「歴史的誤処遇または現在の社会的不利益（*history of mistreatment or current social disadvantage*）」に関わる特徴である（HSD 特徴）。第二に、ヒエラルキー条件、つまり当該相互行為場面で上下関係や力関係があるかどうかが重要である。とはいえ、何が HSD 特徴になるかは、社会文化歴史的に相対的である。

他方、被差別者の「害」に注目する害ベース説もまた、単独の差別行為がもたらす害だけを評価するのではなく「文脈」を考慮する点は共通している。それによれば、広範な社会的文脈で不利益の理由にされる属性をもつ、という意味で「社会的に顕著な集団（*social salient groups*）」に属す個人が、その属性に基づく不利益処遇を受けた場合、その不利益は個々の不利益を超えて加重評価される。これは「累積的害（*cumulative harm*）」と呼ばれる。つまり、「社会的顕著集団」に属することにに基づく不利処遇に含まれる個々の害は、個別の場面を超えて累積される。他方、非-顕著（*non-salient*）集団への不利益

<sup>1</sup> これらの議論に関する詳細は、堀田義太郎「差別の規範理論——差別の悪の根拠に関する検討」（『社会と倫理』29号、南山大学社会倫理研究所、近刊）を参照されたい。

処遇は「累積的害」をもたらさない。ところで、差別のなかには、当該の個別の場面で行われる個々の行為に含まれる害そのものは、甚大とは言えないものもありうる。また、当該個人の被る個別の不利益に限定するならば、雇用の場面で、積極的差別是正措置によってある白人が被る害と、ある有色人種が雇用差別によって被る害の大きさは同等である。これに対して、害ベース説によれば、個々の場面の害が仮に「ゼロ」に近いものだったとしても、差別行為の限界害 (marginal harm) はある種の敷居に達すると急激に上昇する傾向がある。それは、個々の差別行為が単独にもたらす害を独立させて考えるのではなく、文脈を加味して類似した行為のセットないしシリーズが総体としてもたらす害を考察するからである。

### 3 行為の意味と文脈の重要性

以上の「差別」をめぐる議論は、ヘイトスピーチを考える上でも示唆を与える。

行為の「客観的意味」説と累積的な害という帰結に着目する害ベース説のどちらが「差別」の特段の悪質性に関して優れた説明になっているかについては議論があるが、対象者を、当該社会におけるマイノリティ集団に限定するという点では共通している。

ある道徳的にイレリヴァントな属性に基づく不利益処遇を、特段の悪質性をもつ「差別」とするには、類似する行為が、その属性をもつ人々に害を与えてきたという文脈があるか否かが重要だ、ということになる。その上で、それゆえに、①ある個別の行為が差別やヘイトスピーチになるのか、②ある個別の行為が実際に対象者に与える害が加重カウントされ、特段の悪質さが認定できると考えるのか、という違いがある。①は、ある種の行為がもたらす直接的な害が大きくなって、それが表現する「悪」を文脈によって規定できるという議論である (客観的意味説)。②は、ある種の行為の害は、文脈を加味することで累積的に (加重) カウントされるという議論である (害ベース説)。これらの違いは理論的には重要だが、ひとまず本稿の文脈では脇においてよいだろう。

同じく、ある表現を、単純な侮蔑、憎悪、敵意、罵倒、誹謗、攻撃、迫害、脅迫を超えて「ヘイトスピーチ」と呼ぶためには、その標的となる集団を限定する必要がある。これについて、単に人種等に基づく限定では広すぎる。当該社会の歴史的な文脈によるマジョリティ・マイノリティ関係を加味した、差別概念に類する限定が必要である。

このことは、多くの論者が指摘するように (櫻庭総「刑法における表現の自由の限界」『ヘイト・スピーチの法的研究』前掲所収 118-9; 桧垣伸次: 前掲)、ヘイトスピーチが実際にその相手に与える被害の大きさの説明にもなる。個々の発言や表現を文脈から切り離し

て独立してみた場合には、それがもたらす害がたとえそれほど大きいとは言えないとしても、他の広範な社会的文脈のなかでその行為がもつ害は甚大になることがありうるからである。

また、③④⑤⑦に共有されている「扇動」や「助長」等の要素についても、次のように言えるかもしれない。まず「扇動」は定義上、扇動対象となる憎悪等の感情が実際に生じていなくても、また暴力等の行為が実行されなくても成立する。その上で、たとえば、憎悪や敵意の「助長」や「扇動」について「〇〇は害虫だ」という表現の「〇〇」に固有名が入る場合と人種的マイノリティが入る場合を考えよう。人種差別の歴史をもつ社会では、「〇〇」に人種的マイノリティが入る場合の方が (たとえ話者がそれを一種の「冗談」として述べたとしても)、敵意や憎悪の扇動という意味をより強くもちうるだろう。人種的マイノリティに対する敵意等がかつて実在し、また今でも顕在的・潜在的に存在するという文脈が重要になるからだ。これは、ある表現をある種の人々に対する「敵意の扇動」であると言うために、発話者の意図は必要条件ではないということでもある。

### おわりに

以上、多くの人に共有されていると思われる点をあらためて確認してきた。

行為の意味の同定やその評価にとって文脈が重要だということは (いわば) 当然の事実ではある。それは、ある行為を特段の悪質性をもつ「差別」としたり「ヘイトスピーチ」として規定するためには、当該行為の性質だけで判断すべきではないということである。また、それらの悪質さは、当の行為や表現が単独で有する直接的な被害だけでも、また行為者の主観的意図や動機だけで評価することもできない。

もちろん、歴史的・社会的文脈の範囲については曖昧な部分を含まざるを得ないだろうし、歴史的社会的な文脈を重視することは「マイノリティ集団」を固定化して考える危険性は縷々指摘される通りである。しかし、その意味をあらためて明確化しておくことは、差別やヘイトスピーチ、そして表現のもたらす暴力性を考察するうえで重要であるだろう。

Hellman, Deborah, 2008 *When Is Discrimination Wrong?* Harvard University Press

Lippert-Rasmussen, K., 2014 *Born Free and Equal? A philosophical inquiry into the nature of discrimination*, Oxford University Press